**子猫園ベルソーデシャトンズ　会則**

（名称）

第１条　本会は、子猫園ベルソーデシャトンズと称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は会長宅とする。

　　　　静岡県富士市本市場128番地の１

（目的）

第3条　本会は、「命をつなぐ」ことを基本理念として、殺処分対象の子猫の保護や適正管理を実践する市民ボランティアが相互に連携協力するとともに、行政と住民との協働及び住民相互の理解によって動物愛護の精神の普及を図り、人と動物の共生社会を実現することを目的とし、令和２年３月２９日に設立する。

（事業）

第4条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

　　　　（１）殺処分対象の子猫の保護、治療、育成。

　　　　（２）子猫の里親探し、PR活動、譲渡会の開催。

　　　　（３）保護主へのＴＮＲの指導。

　　　　（４）動物愛護に関する啓発、各種情報の発信。

　　　　（５）その他、目的を達成するために必要な活動。

（会員）

第５条　本会の会員は、次の２種類とする。

　　　　（１）会の目的に賛同し入会した者

　　　　（２）その他、会長が認めた者

（入会資格）

第６条　本会は原則として富士市内に在住在勤する者をもって組織する。

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員の承認を得るものとする。

　　２　子猫の保護及び適正管理を実践する者または今後実践しようとする者及び当会の目的に賛同する者を対象とする

　　３　当会の名を利用し寄付を募った者、又は当会の名誉を著しく傷つけた者、当会の運営の妨げとなる行為を行った者は、会員資格を失う。

（会費）

第８条　本会は会費を徴収しない。本会の運営は会員の自主的な寄付を基本とする。

（退会）

第９条　会員は、退会届を会長に提出することにより任意に退会することができる。

　　２　会員本人が死亡したときは、退会したものとみなす。

（役員）

第10条　本会に次の役員を置く。

　　　　 （１）会長　　１名

　　　　 （２）副会長　１名

　　　　 （３）会計　　１名

　　　　 （４）広報　　１名

　　　　 （５）監事　　１名

　　 ２　第１項に定める役員は会員の互選により選出する。

　　 ３　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第11条　会長は、本会を代表し、その事業を統括する。

　　 ２　副会長は会長を補佐し、これに事故あるときは、その職務を代行する。

　　 ３　会計は、会員からの寄付金、その他事業にかかわる財産を管理する。

　　 ４　広報は、ＰＲ情報発信を担当する。

　　 ５　監査は本会の会務の状況を監査する。

（会計）

第12条　本会の経費は会員の自主的な寄付金収入をもってこれにあてる。

　　 ２　本会の事業年度及び会計年度は毎年４月１日に始まり３月31日に終わる。

　　 ３　収支計画書を作成し、これを年１回総会で報告し、承認を得る。

（総会）

第13条　本会の総会は、会員をもって構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

　　 ２　総会は、以下の事項について議決する。

　　　　 （１）会則の変更

　　　　 （２）事業の変更

　　　　 （３）事業報告及び収支決算

　　　　 （４）役員の選任または解任

　　　　 （５）解散

　　　　 （６）その他会の運営に関する重要項目

　　 ３　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

　　 ４　第２項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（変更）

第14条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

１　この会則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和４年４月１日から一部条文の追加および名称を変更、施行する。

**会　員　名　簿**

|  |  |
| --- | --- |
| 会の名称 | ベルソーデシャトンズ |
|  |  |  |
| No. | 氏　名 | 住　所　又　は　居　所 |
| １ | 赤石　雪 | 富士市本市場１２８番地の１ |
| ２ | 鈴木　道 | 富士市青島町１９０番地の１　５０３ |
| ３ | 赤石　裕美 | 富士市本市場１２８番地の１ |
| ４ | 赤石　朔 | 富士市本市場１２８番地の１ |
| ５ | 有冨　優子 | 富士市入山瀬８０２番地の３０ |
| ６ | 上原　光穂 | 富士宮市貴船町６番地２１ |
| ７ | 福與　隆寧 | 富士本市場１０６番地の３ |
| ８ | 福與　浩史 | 富士本市場１０６番地の３ |
| ９ | 斉藤　千春 | 富士市今泉３９１３番の９ |
| 10 |  |  |